

ダイワのNISA取扱規定 新旧対照表

(下線部分改正)

現行	改正
<p>第2条 取引口座</p> <p>1. ～3. (省 略)</p> <p>4. ジュニアNISA口座を開設しているお客様の1月1日時点の年齢が18歳に達した場合、当該ジュニアNISA口座は、同年1月1日に租税特別措置法第37条の14第33項の規定に基づいて第1項のNISA口座に移行します。</p> <p>5. ～6. (省 略)</p> <p>第4条 NISA口座を通じた取引 <u>非課税上場株式等管理及び非課税累積投資約款</u>で定義されている上場株式等のうち当社が認めた商品及び取引についてNISA口座で取扱います。</p> <p>2. お客様がNISA口座の取引として明示の上、同一の銘柄で取得日が異なる商品を譲渡される場合には、<u>予めご指定がない限り非課税期間の残存が短いものから譲渡されたものとして取扱います。</u></p> <p>3. 当年非課税枠（<u>非課税上場株式等管理及び非課税累積投資約款</u>に定める非課税口座の上限額又は未成年者口座の上限額について、以下、「非課税上限額」といいます。）が設定されている<u>非課税管理勘定・累積投資勘定</u>（以下、「<u>非課税管理勘定等</u>」といいます。）にて受け入れている上場株式等を譲渡した場合であっても、非課税枠の未使用額は増加することなく、非課税枠の再利用はできません。また、当年の非課税枠の未使用額について翌年以降に繰越して利用することもできません。</p> <p>4. ～5. (省 略)</p> <p>第5条 取得対価の額の合計額が非課税上限額を超える場合の取扱い</p>	<p>第2条 取引口座</p> <p>1. ～3. (現行どおり)</p> <p>4. ジュニアNISA口座を開設しているお客様の1月1日時点の年齢が18歳に達した場合、当該ジュニアNISA口座は、同年1月1日に租税特別措置法第37条の14第32項の規定に基づいて第1項のNISA口座に移行します。</p> <p>5. ～6. (現行どおり)</p> <p>第4条 NISA口座を通じた取引 <u>「非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資約款」</u>で定義されている上場株式等のうち当社が認めた商品及び取引についてNISA口座で取扱います。</p> <p>2. お客様がNISA口座の取引として明示の上、同一の銘柄で取得日が異なる商品を譲渡される場合には、<u>別途当社が指定する譲渡順序のうち、お客様のご指定された譲渡順序に基づき譲渡されたものとして取扱います。予め譲渡順序のご指定がない場合、以下の順番で譲渡されたものとして取扱います。</u> <u>(1)非課税管理勘定・累積投資勘定で保有する商品のうち非課税期間の残存が短いもの</u> <u>(2)特定累積投資勘定・特定非課税管理勘定で保有する商品のうち買付日が古いもの</u></p> <p>3. 当年非課税枠（<u>「非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資約款」</u>に定める非課税口座の上限額又は未成年者口座の上限額について、以下、「非課税上限額」といいます。）が設定されている<u>特定累積投資勘定・特定非課税管理勘定・非課税管理勘定・累積投資勘定</u>（以下、「<u>特定累積投資勘定等</u>」といいます。）にて受け入れている上場株式等を譲渡した場合であっても、非課税枠の未使用額は増加することなく、非課税枠の再利用はできません。また、当年の非課税枠の未使用額について翌年以降に繰越して利用することもできません。</p> <p>4. ～5. (現行どおり)</p> <p>第5条 取得対価の額の合計額が非課税上限額を超える場合の取扱い</p>

現行	改正
<p>N I S A口座にて買付約定後、取得対価の額の合計額が非課税上限額を超えると判明した場合、当社はお客様に速やかに連絡を行いますので、<u>非課税管理勘定等</u>に受入れる上場株式等の数量等をご指示ください。当社は、お客様よりご指示を受けた場合にはそのご指示に従って取扱います。</p>	<p>N I S A口座にて買付約定後、取得対価の額の合計額が非課税上限額を超えると判明した場合、当社はお客様に速やかに連絡を行いますので、<u>特定累積投資勘定等</u>に受入れる上場株式等の数量等をご指示ください。当社は、お客様よりご指示を受けた場合にはそのご指示に従って取扱います。</p>
<p>2. (省 略)</p>	<p>2. (現行どおり)</p>
<p>第7条 積立投資の取扱い</p>	<p>第7条 積立投資の取扱い</p>
<p>(省 略)</p>	<p>(現行どおり)</p>
<p>(1) (省 略)</p>	<p>(1) (現行どおり)</p>
<p>①当年分の<u>非課税管理勘定等</u>にかかる取得対価の額の合計額が非課税上限額を超えない範囲において、お客様のご指定に基づき積立投資にかかる買付を行います。</p>	<p>①当年分の<u>特定累積投資勘定等</u>にかかる取得対価の額の合計額が非課税上限額を超えない範囲において、お客様のご指定に基づき積立投資にかかる買付を行います。</p>
<p>② (省 略)</p>	<p>② (現行どおり)</p>
<p>③上記②の株式累積（積立）投資の買付において、買付充当金はその買付の代金総額を満たしている場合であっても、当年分の<u>非課税管理勘定等</u>にかかる取得対価の額の合計額が非課税上限額を超えるおそれがある場合は、当年の買付の全てを停止し、翌年分の<u>非課税管理勘定等</u>にかかる買付が可能となるまで買付を休止します。次に、投資信託の積立投資の買付において、株式累積（積立）投資の買付後の買付充当金の残額（但し、株式累積（積立）投資の買付が停止された場合は買付充当金全額）がその買付の代金総額を満たしている場合であっても、当年分の<u>非課税管理勘定等</u>にかかる取得対価の額の合計額が非課税上限額を超えるおそれがある場合は、当年の買付の全てを停止し、翌年分の<u>非課税管理勘定等</u>にかかる買付が可能となるまで買付を休止します。</p>	<p>③上記②の株式累積（積立）投資の買付において、買付充当金はその買付の代金総額を満たしている場合であっても、当年分の<u>特定累積投資勘定等</u>にかかる取得対価の額の合計額が非課税上限額を超えるおそれがある場合は、当年の買付の全てを停止し、翌年分の<u>特定累積投資勘定等</u>にかかる買付が可能となるまで買付を休止します。次に、投資信託の積立投資の買付において、株式累積（積立）投資の買付後の買付充当金の残額（但し、株式累積（積立）投資の買付が停止された場合は買付充当金全額）がその買付の代金総額を満たしている場合であっても、当年分の<u>特定累積投資勘定等</u>にかかる取得対価の額の合計額が非課税上限額を超えるおそれがある場合は、当年の買付の全てを停止し、翌年分の<u>特定累積投資勘定等</u>にかかる買付が可能となるまで買付を休止します。</p>
<p>④ (省 略)</p>	<p>④ (現行どおり)</p>
<p>(2) (省 略)</p>	<p>(2) (現行どおり)</p>
<p>(3) (省 略)</p>	<p>(3) (現行どおり)</p>
<p>2. 積立投資の1回あたりの買付金額のお申込にあたっては当社が別途定めるダイワのN I S A取扱規定金額の範囲内とします。なお、<u>非課税管理勘定</u>にてこの金額を超える取引を行っている場合には、<u>非課税上場株式等管理及び非課税累積投資約款</u>に定める勘定の種類の変更を行うことはできません。</p>	<p>2. 積立投資の1回あたりの買付金額のお申込にあたっては当社が別途定めるダイワのN I S A取扱規定金額の範囲内とします。なお、<u>特定累積投資勘定等</u>にてこの金額を超える取引を行っている場合には、「<u>非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資約款</u>」に定める勘定の種類の変更を行うことはできません。</p>
<p>第8条 主口座とNISA口座との間の金銭振替 (省 略)</p>	<p>第8条 主口座とNISA口座との間の金銭振替 (現行どおり)</p>

現行	改正
<p>2. ～6. (省 略)</p> <p style="text-align: center;"><u>新 設</u></p> <p>第9条 主口座等とNISA口座との間の証券振替 (省 略)</p> <p>2. N I S A口座内で株式累積 (積立) 投資にかかる上場株式等が単元株式数又は売買単位等に到達した場合であっても、お客様より単元株式等への振替のお申し出がない限り、総合取引約款第5章株式累積 (積立) 投資取引にかかわらず引き続き非課税の特例の適用を受けるため株式累積 (積立) 投資として管理します。お客様が議決権の行使や株主優待等の株主等の権利を享受する又は単元株式等として売却するため単元株式等への振替を希望される場合は、当社は所定の方法によりお申し出を受けて、原則として主口座へ払出し単元株式等への振替を行います。が、<u>同じ年分の非課税管理勘定等で取得した上場株式等については、主口座へ払出さずにN I S A口座内で単元株式等への振替を行うことができます。</u></p> <p>第10条 取引所上場株式等の移管又は払出し時に採用する価格</p> <p>金融商品取引法第2条第18項で定める金融商品取引所 (以下、「取引所」といいます。) に上場している株式等をN I S A口座内の他の年分の<u>非課税管理勘定等</u>へ移管する場合の価格は、移管した日の取引所の終値とし、無い場合は気配値とします。但し、2つ以上の取引所に上場している場合、特別の事情がない限り最も低い価格を採用します。</p> <p>2. (省 略)</p> <p>第11条 非課税管理勘定等終了時の取扱い</p> <p>当社は、<u>非課税管理勘定等終了時において、非課税上場株式等管理及び非課税累積投資約款に定める新たに設けられる非課税管理勘定等</u>への移管の方法を除き、原則として終了時点で対象となる上場株式等を主口座へ払出します。なお、主口座に特定口座を開設されている場合には、お客様より特定口座以外の口座への払出のお申し出がない限り、第10条第2項に定める払出し時の価格をもって特定口座へ受入れます。</p>	<p>2. ～6. (現行どおり)</p> <p>7. <u>主口座からN I S A口座へ振替えた金額が非課税枠の未使用額を超える場合、超過金額分についてはN I S A口座から主口座への金銭振替を自動的に行います。</u></p> <p>第9条 主口座等とNISA口座との間の証券振替 (現行どおり)</p> <p>2. N I S A口座内で株式累積 (積立) 投資にかかる上場株式等が単元株式数又は売買単位等に到達した場合であっても、お客様より単元株式等への振替のお申し出がない限り、総合取引約款第5章株式累積 (積立) 投資取引にかかわらず引き続き非課税の特例の適用を受けるため株式累積 (積立) 投資として管理します。お客様が議決権の行使や株主優待等の株主等の権利を享受する又は単元株式等として売却するため単元株式等への振替を希望される場合は、当社は所定の方法によりお申し出を受けて、原則として主口座へ払出し単元株式等への振替を行います。が、<u>非課税管理勘定・累積投資勘定で取得した上場株式等については同じ勘定年単位、特定累積投資勘定・特定非課税管理勘定で取得した上場株式等については同じ勘定種類単位で主口座へ払出さずにN I S A口座内で単元株式等への振替を行うことができます。</u></p> <p>第10条 取引所上場株式等の移管又は払出し時に採用する価格</p> <p>金融商品取引法第2条第16項で定める金融商品取引所 (以下、「取引所」といいます。) に上場している株式等をN I S A口座内の他の年分の<u>特定累積投資勘定等</u>へ移管する場合の価格は、移管した日の取引所の終値とし、無い場合は気配値とします。但し、2つ以上の取引所に上場している場合、特別の事情がない限り最も低い価格を採用します。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第11条 非課税管理勘定等終了時の取扱い</p> <p>当社は、<u>非課税管理勘定・累積投資勘定終了時において、「非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資約款」に定める新たに設けられる特定累積投資勘定等</u>への移管の方法を除き、原則として終了時点で対象となる上場株式等を主口座へ払出します。なお、主口座に特定口座を開設されている場合には、お客様より特定口座以外の口座への払出のお申し出がない限り、第10条第2項に定める払出し時の価格をもって特定口座へ受入れます。</p>

現行	改正
<p>第12条の2 累積投資勘定での積立投資に係る手数料の取扱い</p> <p>累積投資勘定での株式等の累積（積立）投資、投資信託の積立投資において、売買等に係る手数料は、以下の通り取扱います。</p> <p>(1) 株式等の累積（積立）投資</p> <p>①累積投資勘定で株式等の累積（積立）投資に係る売買を行うにあたって、総合取引約款第5章株式累積（積立）投資取引に規定する所定の手数料（委託手数料）については、上場有価証券等書面に記載の委託手数料をお支払いいただきます。なお、この委託手数料の上限は、約定代金の1.265%となります。</p> <p>②累積投資勘定で株式等の累積（積立）投資契約を締結する場合、総合取引約款第5章株式累積（積立）投資取引に規定する累投口座管理料は、いただいておりません。</p> <p>(2) 投資信託の積立投資</p> <p>①累積投資勘定で投資信託受益証券又は受益権の取得又は返還の申込みを行うにあたって、総合取引約款第4章積立投資取引に規定する所定の手数料（信託財産留保額などの投資信託の信託財産に帰属するものを除きます。）については、いただいておりません。</p> <p>②累積投資勘定で投資信託受益証券又は受益権をお預りするにあたって、料金（口座管理料）はいただいておりません。</p>	<p>第12条の2 累積投資勘定での積立投資に係る手数料の取扱い</p> <p><u>特定累積投資勘定・累積投資勘定</u>での株式等の累積（積立）投資、投資信託の積立投資において、売買等に係る手数料は、以下の通り取扱います。</p> <p>(1) 株式等の累積（積立）投資</p> <p>①<u>特定累積投資勘定・累積投資勘定</u>で株式等の累積（積立）投資に係る売買を行うにあたって、総合取引約款第5章株式累積（積立）投資取引に規定する所定の手数料（委託手数料）については、上場有価証券等書面に記載の委託手数料をお支払いいただきます。なお、この委託手数料の上限は、約定代金の1.265%となります。</p> <p>②<u>特定累積投資勘定・累積投資勘定</u>で株式等の累積（積立）投資契約を締結する場合、総合取引約款第5章株式累積（積立）投資取引に規定する累投口座管理料は、いただいておりません。</p> <p>(2) 投資信託の積立投資</p> <p>①<u>特定累積投資勘定・累積投資勘定</u>で投資信託受益証券又は受益権の取得又は返還の申込みを行うにあたって、総合取引約款第4章積立投資取引に規定する所定の手数料（信託財産留保額などの投資信託の信託財産に帰属するものを除きます。）については、いただいておりません。</p> <p>②<u>特定累積投資勘定・累積投資勘定</u>で投資信託受益証券又は受益権をお預りするにあたって、料金（口座管理料）はいただいておりません。</p>
<p>第13条 オンライントレード</p> <p>オンライントレードのご利用を申込まれているお客様は、N I S A口座における上場株式等の取引、残高情報照会その他当社が提供するサービスを<u>N I S A専用のページ</u>にて受けることができます。主な内容は以下の通りです。</p> <p>(1) オンライントレードにて上場株式等の買付を行う場合は、第8条第4項によりお客様は<u>予めその時点における非課税枠の未使用額を超えない範囲で買付代金に充当するための金銭の振替を主口座からN I S A口座へ行っていただきます。</u></p> <p>(2)～(4) (省 略)</p>	<p>第13条 オンライントレード</p> <p>オンライントレードのご利用を申込まれているお客様は、N I S A口座における上場株式等の取引、残高情報照会その他当社が提供するサービスを<u>オンライントレード</u>にて受けることができます。主な内容は以下の通りです。</p> <p>(1) オンライントレードにて上場株式等の買付を行う場合は、第8条第4項によりお客様は<u>予めその時点において、特定非課税管理勘定の非課税枠の未使用額を超えない範囲で買付代金に充当するための金銭の振替を主口座からN I S A口座へ行っていただきます。</u></p> <p>(2)～(4) (現行どおり)</p>
<p>第15条 ジュニアNISA口座及び課税ジュニアNISA口座における留意事項</p> <p>(1)総合取引約款第9章に定める振込先指定方式の利用は、お客様がその年の3月31日に</p>	<p>第15条 ジュニアNISA口座及び課税ジュニアNISA口座における留意事項</p> <p>削 る</p>

現行	改正
<p><u>において18歳である年（以下、「基準年」といいます。）の前年12月31日までは行えません。</u></p> <p><u>(2)総合取引約款第10章に定めるダイワ・カードの利用のうちATM（現金自動預払い機）を使用したお預り金等のお引き出しについては、基準年の前年12月31日までは行えません。また、基準年の1月1日以降にATMを使用してお預り金等を引き出す場合、非課税上場株式等管理及び非課税累積投資約款第34条第4項、第5項の確認が必要となりますので、あらかじめ当社へ申し出てください。</u></p> <p>(3) 租税特別措置法第37条の14の2第5項に規定する災害等事由による返還等を行う場合、お客様は租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項に定める手続きを行う必要があります。</p> <p>(4) ジュニアNISA口座を開設しているお客様が満18歳に達したことにより租税特別措置法第37条の14第33項の規定に基づいてNISA口座に自動的に移行する場合、ジュニアNISA口座で行っている積立投資は、NISA口座において継続するものとします。</p> <p><u>(5)当社が税務署より未成年者非課税適用確認書の交付を行わない旨の通知を受けた場合、又はお客様より未成年者口座の開設を行わない旨の申し出を受けた場合には、当社は課税ジュニアNISA口座及びジュニアNISA口座を解約することができるものとします。</u></p> <p>附則 この規定は、<u>2023</u>年1月1日より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p style="text-align: center;">削 除</p> <p>(1) 租税特別措置法第37条の14の2第5項に規定する災害等事由による返還等を行う場合、お客様は租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項に定める手続きを行う必要があります。</p> <p>(2) ジュニアNISA口座を開設しているお客様が満18歳に達したことにより租税特別措置法第37条の14第32項の規定に基づいてNISA口座に自動的に移行する場合、ジュニアNISA口座で行っている積立投資は、NISA口座において継続するものとします。</p> <p style="text-align: center;">削 除</p> <p>附則 この規定は、<u>2024</u>年1月1日より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>